

筑後 吉井

修理・修景マニュアル

【概要パンフレット】

平成十九年三月 うきは市教育委員会

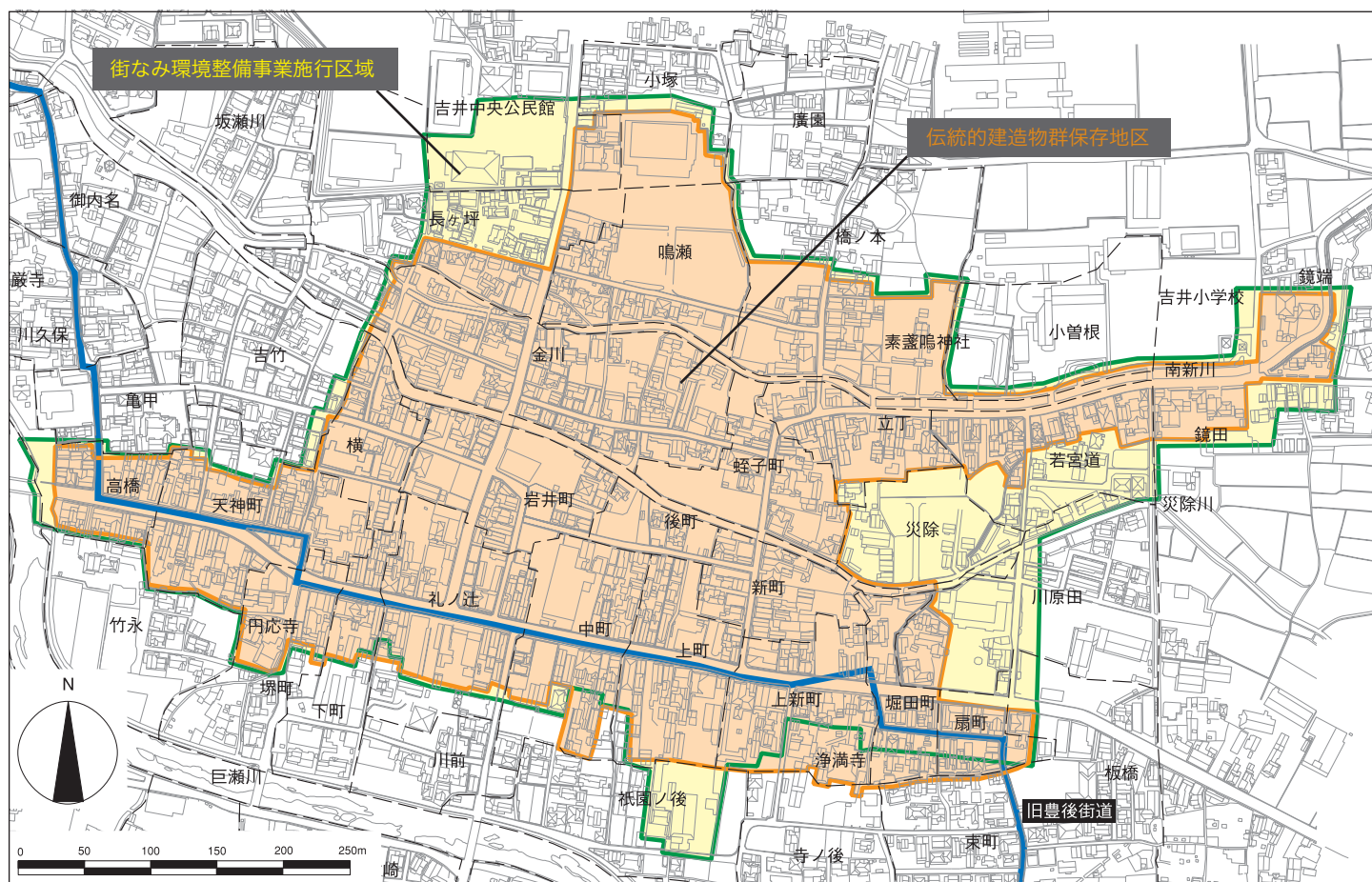
町並みの歴史とマニュアルの目的

筑後吉井の町並みの歴史は、慶長の頃、耳納山麓にあった中世以来の豪族星野氏の城下町が、その滅亡と共に交通などに便利な平地の小集落だった現在の吉井に移り、次第に各種産業も起こって町の体裁を整えたところより始まります。江戸時代の吉井は、有馬藩 21 万石の城下町久留米と天領日田を結ぶ豊後街道の中央に位置するところから宿場町として栄え、また吉井銀と称された特異な金融活動で、資力を蓄えた商人の町として繁栄を誇りました。しかし、この間、明治の初期までに 3 回の大火に見舞われた人々は、草葺き主体の町並みから耐火性のある土蔵づくりなどの家構え、町並みへと家造りに工夫をこらしました。今日まで時代の流れにより道路の拡張、店舗の改造がなされたにせよ、国道沿い（旧豊後街道筋）中心に伝統的建造物 157 軒が点在して土蔵づくりの町並みを形成し、また川の流れや堀割は当時の生活と密着した景観を残しています。

この筑後吉井地区では現在、官民一体となった伝統的な町並みを活かしたまちづくりが展開しています。取り組みは、平成 5 年度から吉井町が単独で個人の住宅の修理・修景に対する補助金の交付を開始したことに始まり、続いて平成 6 年度からは国土交通省の「街なみ環境整備事業」が導入され、さらに平成 8 年度には伝統的建造物群（以下、伝建）保存条例を制定し保存地区を指定するとともに、同地区が文化財保護法に基づく国の「重要伝統的建造物群保存地区」に福岡県で初めて選定されました。

「筑後吉井伝統的建造物群保存地区保存計画」では、豊かな田園環境と水系を背景に「白壁土蔵造り・海鼠壁」の典型的な伝統家屋とその他の多様な伝統様式の建物が混在し、かつ広範囲に分布している点が筑後吉井の町並みの特徴であると指摘しています。しかし、より質の高い本物の歴史的景観の形成を図るには、今一度、住民と行政および専門家が、こうした地区の伝統的な景観が有する特性を再認識し、その特徴を際立たせる保存活動を展開していくことが必要となってきました。

こうした背景から、筑後吉井の景観の特徴を構成する伝統様式をわかりやすく示し、修理・修景および環境整備をおこなう際の指針となるマニュアルを作成することとなりました。本マニュアルは、伝建保存計画の正確な理解と運用を助け、建設関係者の修理・修景設計時はもとより地域住民による自宅や事業所等の増改新築時の手引きとなり、行政による申請物件の審査時における判断材料としても役立つものとなることを目指すものです。



対象地区説明図

読む前に知っておきたい町並み基礎知識

■「建造物」「建築物」「工作物」

「建造物」というのは、住宅、店舗、倉庫、寺社のお堂やしろなどのいわゆる「建築物」と、門、塀、石橋等の「工作物」をすべて含んだ総称です。

「建造物」 = 「建築物」 + 「工作物」

■「伝統家屋」「保存家屋」

「伝統的建築物」とは、昭和戦前期つまり今から少なくとも50～60年以上前から吉井に建ち続けている建物のことを指し、そのうち寺社建築をのぞくものを一般に「伝統家屋」と呼びます。なかでも居住者の同意を得て今後も保存していくことを約束しているものを「保存家屋」（寺社建築を含める場合は「保存建築物」）と呼びます。

「伝統家屋」：築50～60年以上になるすべての戦前家屋（洋館なども含む）

「保存家屋」：「伝統家屋」のなかで居住者の同意のもとに保存していく家屋

■「伝統的建造物」「伝統的工作物」「環境物件」

またこれら「伝統的建築物」と一体となって筑後吉井の町並み景観をつくっている塀や門および伝統的な工法による石積、石段、石橋、その他の石造物、井戸などを「伝統的工作物」と呼びます。さらに筑後吉井の町並み景観の維持に大きく寄与している樹木、庭園、生垣や地区の歴史を表す河川、水路、道路、枡型等の土地の形質といった建造物以外の自然物をはじめとする要素は「伝統的環境要素」と呼ばれ、その中でとくに保存の対象となっている要素は「環境物件」と呼ばれます。そしてこれら保存の対象となるすべての物件を総称して「伝統的建造物」と呼びます。

「保存工作物」：「伝統的工作物」の中で保存の対象となる物件
「環境物件」：「伝統的環境要素」の中で保存の対象となる物件
「伝統的建造物（保存物件）」
= 「保存建築物」 + 「保存工作物」 + 「環境物件」

■「伝統的建造物群」 = 「まちなみ」

「群」を付した「伝統的建造物群」という言葉には、上記の要素がすべて含まれており、いわゆる「まちなみ」という言葉と同じ意味で使われています。

「伝統的建造物群」 = 「伝統的建造物」 + 「伝統的環境要素」

■「町家型建築」「屋敷型建築」

筑後吉井の伝統家屋には大きく分けて「町家型建築」と「屋敷型建築」があります。「町家」とは、主屋の正面を直接通りに面して建てる建物の形式を指します。もともとは商いをするために通りに面していたので、通りに対して間口を開け放す開放的な表構えを基本とします。一方の「屋敷」とは、主屋を通りから後退して建て、塀や門、生垣等を持つ建物の形式を指します。

■「修理」と「修景」 / 「復原」と「復元」 / 「復旧」

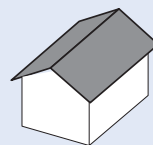
今日まで住み続け、使い続けてきたことで傷んだり改造されて姿を変えた「伝統的建造物」を、履歴調査に基づいて然るべき時代の姿にもどすことを「復原」と呼び、そうするための行為（工事）を「修理」と呼びます。「修理して復原する」という意味の用語として「修復」が使われることもあります。それに対して、「伝統的建造物」以外のもの、すなわち戦後以降に建てられた建築物や塀、門などの工作物を、周囲の歴史的風致と調和するように配慮して増・改・新築する行為（工事）を「修景」と呼びます。修景の中でも、かつてあったが既に失われてしまった建築物や工作物を、図面や写真などの何らかの根拠に基づいて新築によって昔のままに再現することを「復原」に対して「復元」と呼びます。また「環境物件」を修理・保全・手入れなどしてもとの姿に戻すことは「復旧」と呼びます。

■「町並み壁面線」

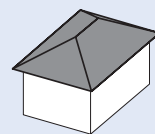
「町並み壁面線」とは、通りに面して軒を並べる伝統家屋の1階壁面や2階壁面が通りに沿ってつくり出している連続線を指し、新たに建てられる建築の壁面をこの壁面線に揃えることにより、町並みの連続性を維持、継承することができます。

■「切妻」「寄棟」「入母屋」：屋根の形による家屋分類

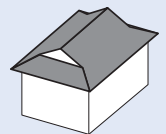
右図のように屋根の形状によって、吉井の伝統家屋は3つに分類できます。



「切妻」屋根



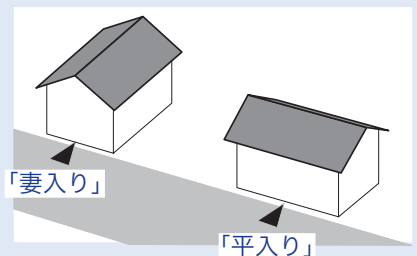
「寄棟」屋根



「入母屋」屋根

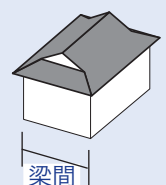
■「妻入り」「平入り」：通りに対する棟向きによる家屋分類

右図のように前面道路に対して建物の屋根の棟が道路に垂直か平行かによって「妻入りの建物」「平入りの建物」というように呼び分けます。



■「梁間」：屋根の大きさを示す指標

筑後吉井には様々な規模の伝統家屋が分布していますが、伝統家屋に見られる主屋の規模には限度があり、例外を除けば最大規模は「梁間」が6間（12m弱）であることが分かっています。この「梁間」とは、右図のように建物の屋根を支える小屋組の妻側の梁の長さ（両端の柱と柱の距離）のことを言います。



町並みの構成要素-1：耐火構造による家屋類型

吉井の町並みを構成する伝統家屋は、「寺社建築」を除けば、道路に対する主屋の配置のされ方によって次頁以降に示す「町家型建築」と「屋敷型建築」に分けることができます。また吉井は過去に3度の大火に見舞われ、それを機に土蔵造りが増加した経緯があり、漆喰の塗り込めの程度による耐火構造の性能に応じて、主屋を以下の「第一種土蔵造り」「第二種土蔵造り」「真壁造り」の3類型に分類することができます。本マニュアルではこの主屋の配置による2類型と主屋の耐火構造の違いによる3類型を用いて解説を進めます。

●「第一種土蔵造り」：完全防火構造

破風（妻面に見える三角部分）を含むすべての外壁と一・二階の軒裏を漆喰で塗り込め、建物全体を梁（はり）や柱を見せない大壁造りとする形式です。吉井において腰壁に海鼠（なまこ）壁を有するのはこの形式のみで、いわゆる「白壁土蔵・海鼠壁」と呼ばれる建物です。海鼠壁の代わりに「豎羽目板（たてはめいた）」を用いることもあります。耐火性を重視するため土蔵のように開口部が小さく鉄扉などの防火戸を設け、主に住居として利用されます。



●「第二種土蔵造り」：準防火構造

第一種に準ずる防火構造で、二階部分は軒裏を漆喰で塗り込め大壁造りとしますが、第一種に比べて開口部は広く防火戸は設けず木製建具を用います。延焼の際に火が走る危険性が少ない一階軒裏は塗り込めず一階部分は壁面も木部を露す真壁とする場合が多く、腰壁は「豎羽目板」や「擬石洗出し」とします。



●「真壁造り」

特別な防火対策を施していない構造形式です。大壁造りの第一種・二種土蔵造りと異なり、梁や柱が漆喰で塗り込められずに露出しています。腰壁のみは豎羽目板で大壁に造ります。屋敷型建築の場合は隣家からの延焼の可能性が低いためか、ほとんどがこの「真壁造り」です。



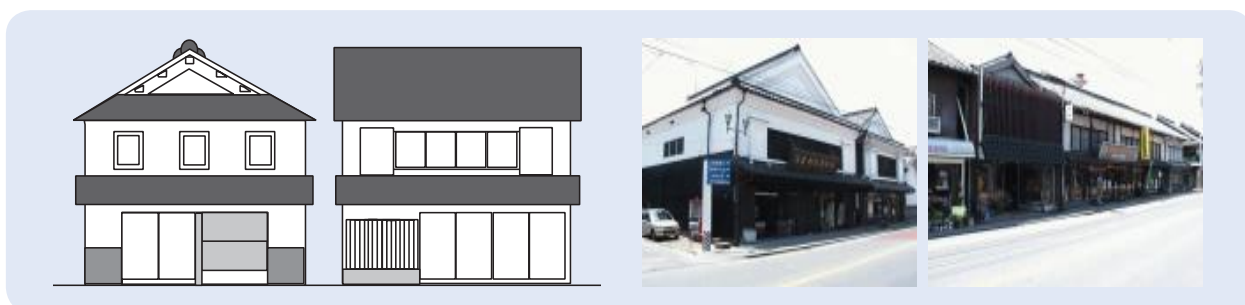
町並みの構成要素-2：町家型建築

筑後吉井では町家型建築の建つ敷地間口は3間半～10間（標準間口5間半）と様々で、それに対応する建造物の建ち方も多様です。

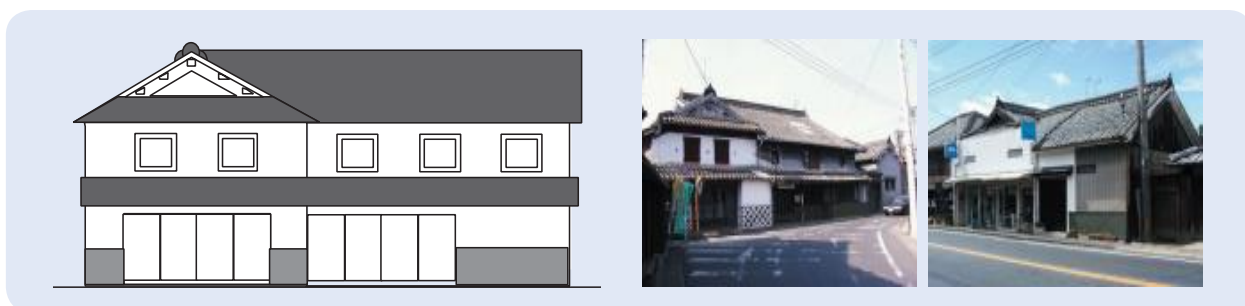
「妻入り」町家：主屋は「妻入り」が8割を占め、表通りに面した規模の大きな町家であっても、工法上建造が無難であったと思われる6間（12m弱）を「梁間（はりま）」（用語解説参照）の限度としています。妻入りの場合、主屋梁間より敷地間口が広い場合には、左右に袖（そで）下屋を設けたり副屋、塀、蔵を配するなどして町並み壁面線を乱さないように対応しています。

「平入り」町家：「平入り」の場合は、梁間に関係無く屋根を延長できるため広い間口に対応できます。この平入りの主屋が建つのは、敷地間口が4間半以上の場合にのみ見られ、副屋として平入り家屋が建つ場合は、妻入りの主屋から角を出すように直角につながっています。敷地間口に対応した町家主屋の建てられ方には、以下の4種があります。

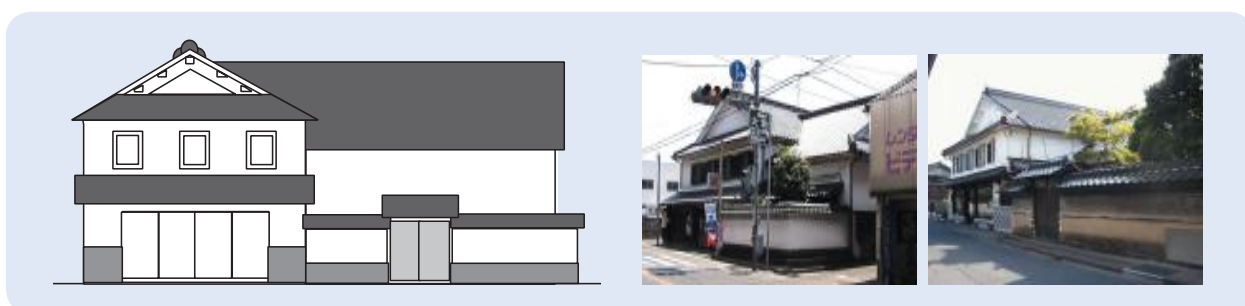
● 主屋（妻入り、平入り）のみで建つもの



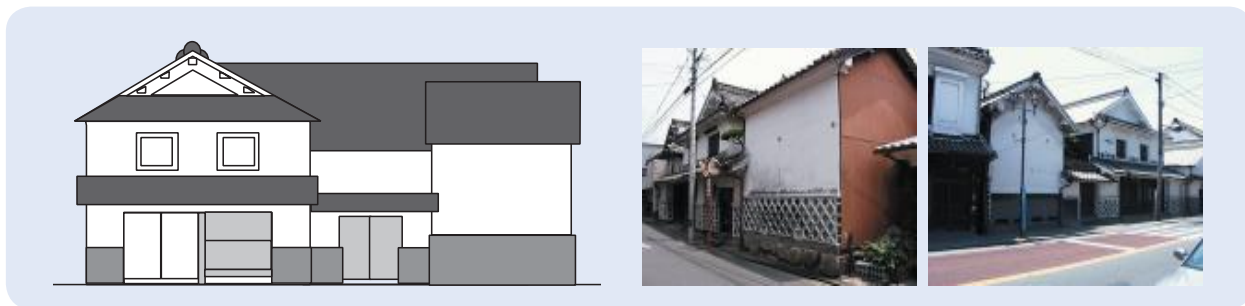
● 主屋（妻入り）と副屋（平入り）が鍵型に組合わさったもの



● 主屋（妻入り）横に塀を巡らし角座敷を持つもの



● 主屋（妻入り）横に蔵を配しその間に門・塀を持つもの



町並みの構成要素-3：屋敷型建築・その他の伝統建築

●屋敷型建築

屋敷型建築も主屋の外観は基本的に町家と同じですが、大半が真壁造りです。敷地間口が広く道路から壁面を後退させて主屋を建てるため、敷地が短冊状である町家の敷地とは異なり、**正方形に近いものが多い**のが特徴です。主屋は平入が多く、敷地中央に配され、周りに塀・垣を巡らして門を構え、表に前庭、座敷に面して庭園を配します。袖蔵・付属屋をもつものもあり、その場合は道路境界線に接して配置されることもあります。**南新川や災除川に面して庭を持つ敷地が多い**ことや、下図（鏡田屋敷）のように、**水路により道路から隔てられ、その水路を屋敷内に引き入れているものも多い**のが屋敷型建築の特徴です。



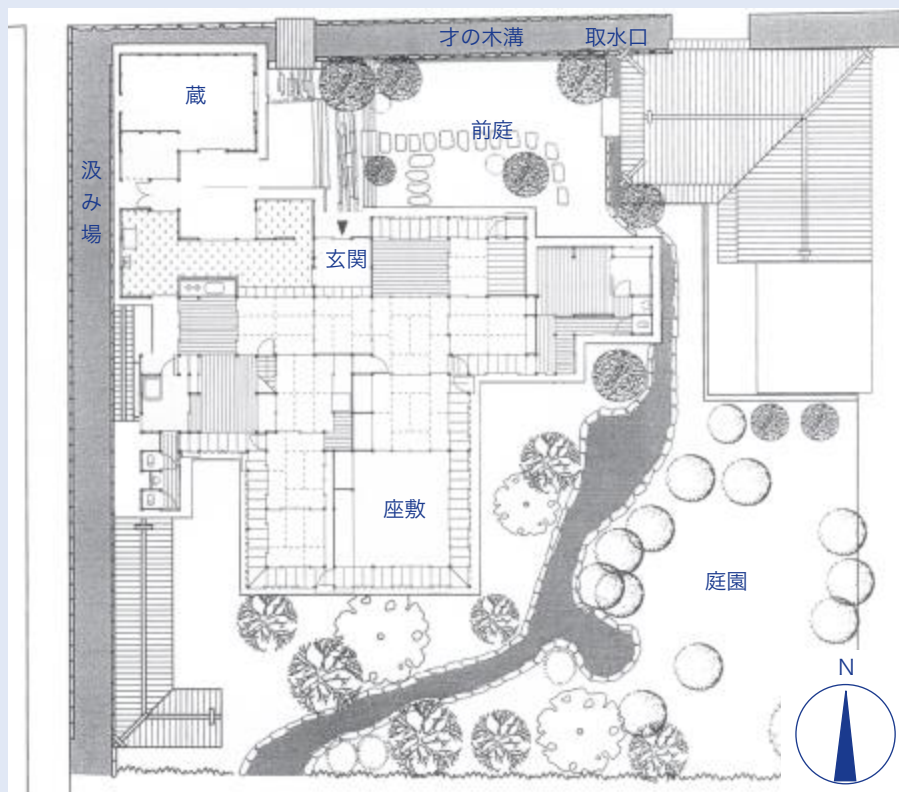
若宮・堀江家



若宮・鏡田屋敷



天神町・鳥越家



屋敷型建造物平面図：鏡田屋敷 1/400（出典：「筑後吉井」）

●草葺き町家建築



高木家・主屋

●洋館風建築



長尾製麺・工場

●社寺建築



光琳寺・本堂

町並みの構成要素-4：工作物・環境要素

●伝統的工作物

筑後吉井の伝統的町並みを構成する建築物以外の要素としては、恵比須、庚申塔、石碑、河童像といった石像等の石造物や、井戸、門柱等が挙げられます。伝統的建造物群保存地区の保存物件に指定されている工作物は、門、堂、汲場、石積、堀、石橋、石畳、石造物、石祠、手水舎、狛犬、鳥居、社殿、井戸、石灯籠に分類されています。

南新川の一部および災除川や才の木溝の一部で自然石による石組の護岸が多くみられます。このような自然石護岸と一体となって町並みの景観要素となるものには、石組の汲場や水車跡、石組の排水口があります。また、道端の水路に架かる石橋も多く残り、これらは自然石護岸の河川・水路と相まって、伝統的町並みを構成する重要な景観要素となっています。



石畳：鏡田屋敷



石祠：岩井町



石橋：堀江家



汲場：災除川



自然石護岸の災除川



堀：碓井家

●伝統的環境要素

町並み景観の維持に寄与している樹木、庭園、生垣や地区の歴史を表す河川、水路、道路、枡型等の土地の形質といった建造物以外の自然物をはじめとする要素を「伝統的環境要素」と呼び、とくに樹木については老木や巨木、樹形や立地等の特殊性からランドマークとなる景観木などは町並みにとって欠かせない要素です。筑後吉井では、町家型建築の前庭や河川沿いの屋敷型建築の庭、寺社の境内などに広く分布しており、これらの中でも伝建地区の保存物件となった環境要素はとくに「環境物件」と呼ばれています。



かし：素戔鳴神社

●河川・水路と町並みの関係

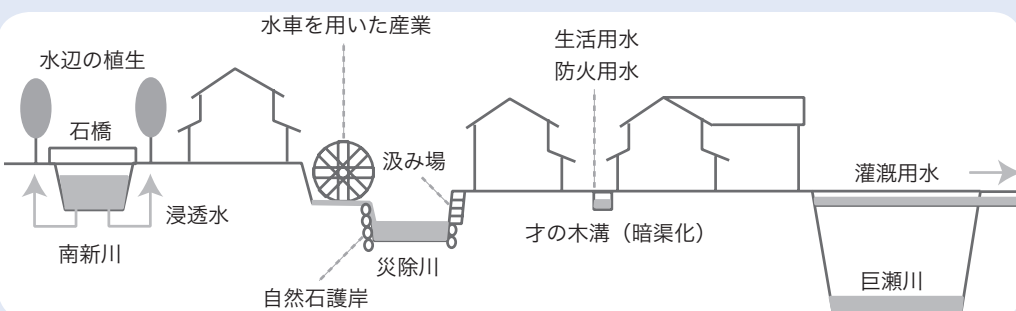
筑後吉井の町並みを形成してきた河川・水路には、南新川と災除川、才の木溝があります。もともと農業灌漑用水として開削され、町なかにも引き込まれたこれらの河川は、部分的に水路に枝分かれして縦横に地区内を走り、時には立体にも交差してやがて本流や他の河川に流れ込みます。個人の敷地の中に取り込まれた水路は、水車を回し、生活・防火用水としても大切に使われてきたもので、これらの水流は今も生きて豊富な水量をたたえています。水路の多くは蓋がされた暗渠となっています。



せんだん：南新川



前庭：居蔵の館



暗渠化した才の木溝

景観資源の分布と町並みの特徴

- 上新町・上町連続立面図（1/200）：様々な規模の土蔵造り家屋が敷地間口一杯にとぎれなく並ぶ通り



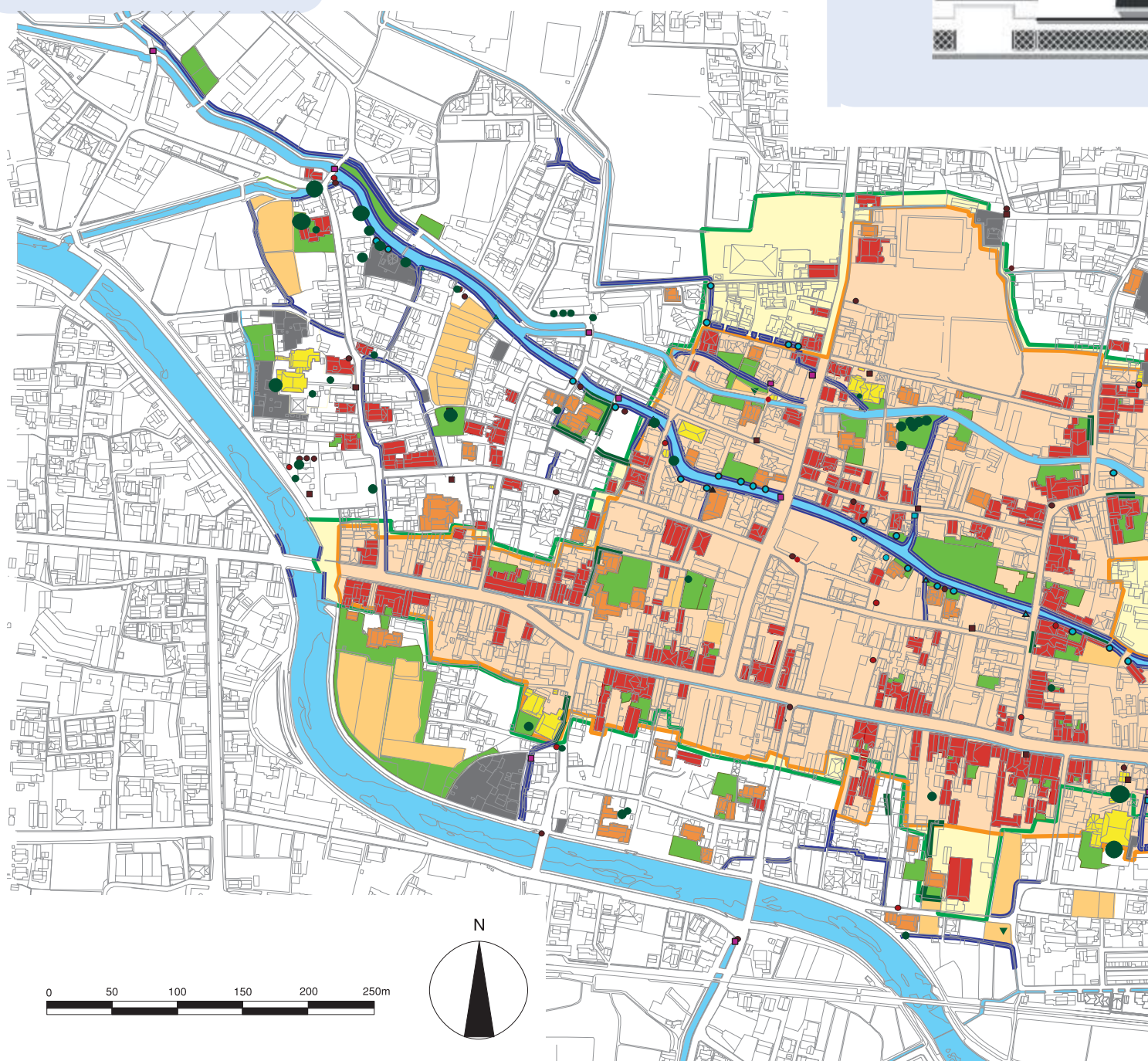
【第二種土蔵造り】

【第二種土蔵造り】

- 蛭子町・新町連続立面図（1/200）：大規模な第一種土蔵造りが間口の大きな敷地に並ぶ通り



- 筑後吉井景観資源分布図

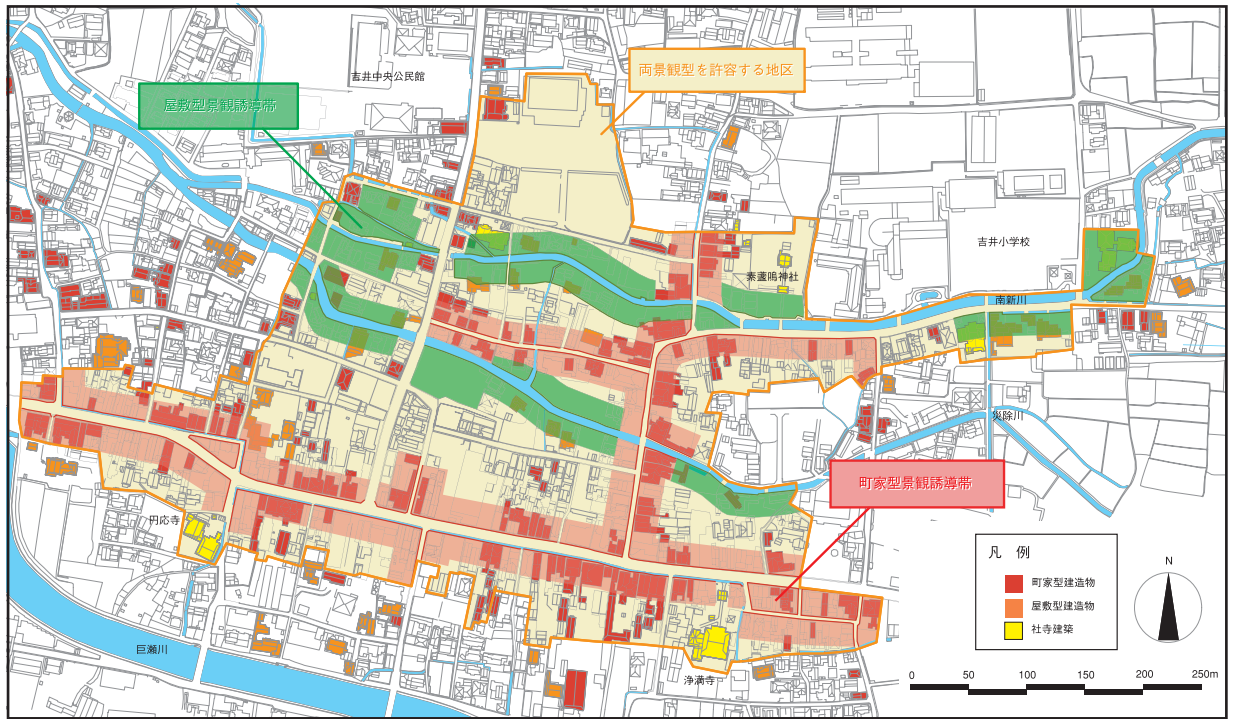


の伝統的様式に従った外観を形成するための基準		修理基準：筑後吉井固有の伝統的形態である外観を維持するための基準（伝統的建造物および環境物件に適用）
地区に適用)	屋敷型（町家型景観誘導帯を除く地区に適用）	
置とする 配置する の限りでない） せ、道路側境界に塀および門を配置する 的建造物と一致させる	・敷地の履歴を考慮した建築物配置とする ・建築物は道路側境界より後退して配置する（ただし、角屋および付属屋はこの限りでない） ・道路側境界に塀および門を配置する ・地盤面は周囲の伝統的建造物と調和させる ・在来工法を踏襲したものとする	・履歴を調査の上、然るべき旧状の位置に配置する
たは付庇を設ける たは土蔵造りとする		・履歴を調査の上、然るべき旧状の構造に修理する
	・原則として2階建て以下とする ・原則として梁間を5間以下とする ・軒高は周囲の伝統的建造物と調和させる	・履歴を調査の上、然るべき旧状の階数に修理する ・履歴を調査の上、然るべき旧状の規模に修理する ・履歴を調査の上、然るべき旧状の棟方向に修理する
間を超える場合に限り、平入りとすることができる） を4間以下とする 限り、6間を上限として4間を超えることができる） 和させる		
る（ただし、主屋梁間が短い場合は切妻造りとする） （ただし、公共の場から望見できる妻面は入母屋造りとする） 葺きとする と一致させる 有する	・入母屋造りまたは寄棟造りとする （ただし、角屋および付属屋はこの限りでない） ・黒色または銀黒色の日本瓦棧瓦葺きとする ・屋根勾配は周囲の伝統的建造物と一致させる ・建築物本体と調和した軒の出を有する	・履歴を調査の上、然るべき旧状の屋根に修理する
匠は、別表に定める伝統的様式のいずれかによるものとする	・町家型修景基準に準じる	・履歴を調査の上、然るべき旧状の外部意匠に修理する
生地色を活かすこと		・履歴を調査の上、外観を然るべき旧状の色彩に修理する
		・修景基準に従う
模、構造、材料、色彩とし、自家用広告以外の営業用広告は設置しない 、公共の場より望見できる車庫の外観は、修景基準に従うものとする		・修景基準に従う ・修景基準に従う
匠は、別表に定める伝統的様式によるものとする 木部は生地色を活かすこと	・町家型修景基準に従う	・履歴を調査の上、然るべき旧状に修理する
匠は、別表に定める伝統的様式によるものとする 木部は生地色を活かすこと	・町家型修景基準に従う	・履歴を調査の上、然るべき旧状に修理する
たはこれらに類するものとする	・町家型修景基準に従う	・履歴を調査の上、然るべき旧状に修理する
物件に調和したものとする	・町家型修景基準に従う	・現状維持または履歴を調査の上、然るべき旧状に復旧する
するものとし、原則として町家型景観誘導帯には用いない	・町家型修景基準に従う	・現状維持または履歴を調査の上、然るべき旧状に復旧する
園には在来樹種を主とした木竹の植栽を行う	・町家型修景基準に従う	・現状維持または履歴を調査の上、然るべき旧状に復旧する
	・町家型修景基準に従う	・主として現状維持に努める
、道路側境界を画する塀、垣、門などは、修景基準に従うものとする		・修景基準に従う

以上の道路を言う

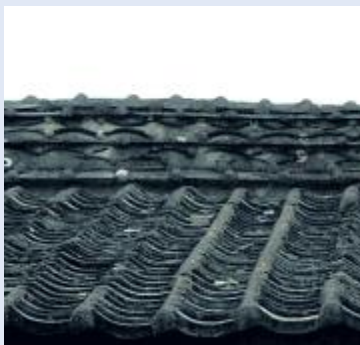
きとし、風切り丸瓦を葺く 木および野地板露しとする 込めとする する 棧瓦葺きとする とする
のとする とする 製戸袋を設ける 戸引き違いとする
たは板戸はね上げとする けることもできる こともできる とする 棧瓦葺きとする る
するものとする

●景観誘導帯解説図



伝統意匠・デザイン カタログ

●屋根／瓦



●二階壁面／開口部 【一種土蔵・単窓】



●二階壁面／開口部 【二種土蔵・連窓】



●二階壁面／開口部 【真壁造・ガラス窓】



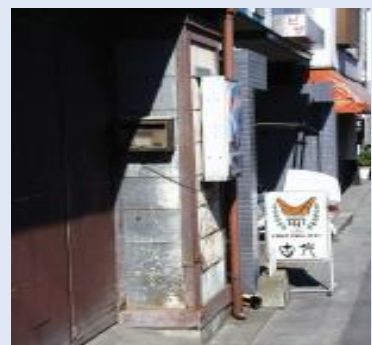
●二階戸袋



●一階開口部



●一階戸袋



●腰壁【海鼠壁】



一階海鼠壁・丸型（幅広）



一階海鼠壁・角型



伝統的なもの（24センチ角）

●腰壁【海鼠壁以外】



ささら子下見板張り



洗い出し



焼杉板張り

●塀／門



コンピュータ・シミュレーションでよみがえる町並み景観

ここでは、本マニュアルで示した筑後吉井の伝統様式や、近年起こっている景観変容の状況と修理・修景の可能性を総合的に考慮した上で、コンピュータ・グラフィックスを用いて景観復元のシミュレーションを試みました。シミュレーションの方針は、景観誘導帯と修理・修景基準に従い、既にある伝統家屋に対しては修理による復原を、また伝統家屋が建っていない敷地については新築による修景を施しました。またそれぞれの建物の配置および道路の形態の復元は、敷地の古写真と明治期の地籍図を参考に行いました。ただし、図中には十分な復元根拠が得られていない建物も多いため、ここで示すのは、本マニュアルが誘導する筑後吉井の建築類型の応用によって現時点で描出するモデルといえます。



↑ 現況写真



↑ 景観復元シミュレーション（白壁通り：蛭子橋より北を見る）



↑ 原三階古写真



↑ 国道 210 号南側（中町周辺）現況モデル



↑ 復元景観シミュレーション（国道 210 号南側：東より西を見る）



↑ 現況モデル



↑ 現況写真



↑ 復元景観シミュレーション（国道 210 号北側：西より東を見る）



↑ 古写真にみる町並み



↑ 現況写真（寿屋周辺）



↑ 復元景観シミュレーション（国道 210 号北側：西より東を見る）



↑ 国道 210 号南側（中町周辺）現況モデル



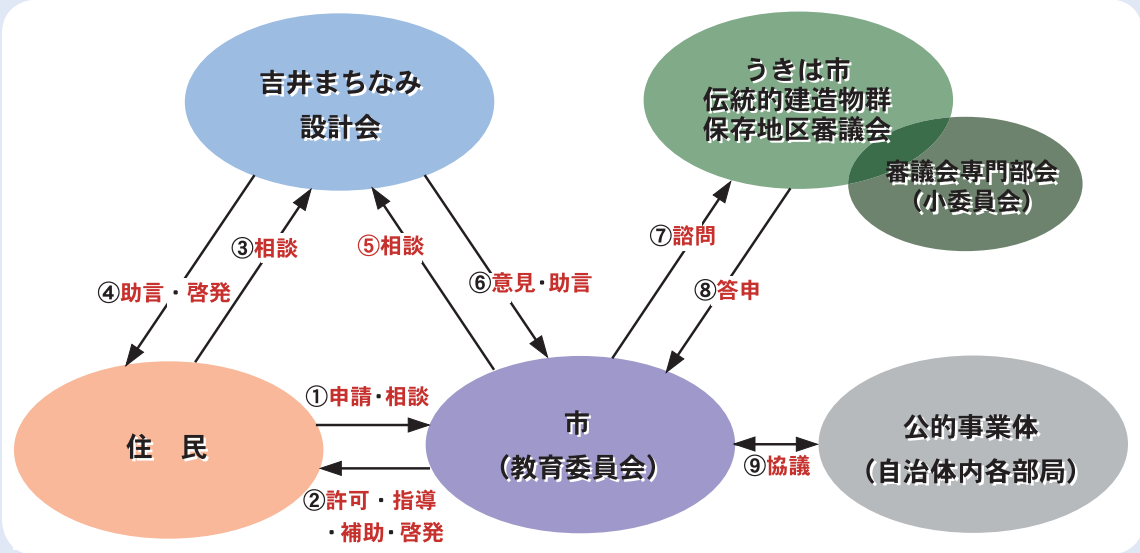
↑ 国道 210 号南側現況写真



↑ 復元景観シミュレーション（国道 210 号南側：西より東を見る）

町並み保存の推進・支援体制

● 筑後吉井の町並み保存に関する住民・組織関係図



※「吉井まちなみ設計会」
うきは市在住の建築士の有志で結成された、筑後吉井伝建地区の修理・修景事業についての建設・設計活動に関する専門検討組織です。

【上図の矢印の内容の説明】

- ①申請・相談 (住民→教育委員会)
- ・保存地区内の景観に影響を与えるあらゆる建設行為について住民は現状変更申請書を提出します。
 - ・現状変更の内容、申請の必要性、変更の方針、補助金の交付条件等について相談します。
- ②許可・指導・補助 (教育委員会→住民)
- ・現状変更を許可・不許可を伝える。必要の場合は必要な設計変更等について指導します。
 - ・修理・修景に関する図書やマニュアルなどの参考資料を紹介します。
 - ・保存計画に従い、補助対象物件に選定された建造物等の修理やその他の建造物の修景等に対し、補助金交付要綱の定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付します。
 - ・事業説明や広報・PRによってまちなみ保存に対する住民の意識を啓発します。
- ③相談 (住民→吉井まちなみ設計会)
- ・修理・修景の具体的な工事内容（修理の必要性、修理設計、工費見積り等）について相談します。
- ④助言 (吉井まちなみ設計会→住民)
- ・無料設計相談などにより工事内容について助言します。
 - ・研修会の成果や保存事業を通して得た経験を活かしてまちなみ保存活動を啓発します。
- ⑤相談 (教育委員会→吉井まちなみ設計会)
- ・保存事業における専門的事項や住民から相談を受けた整備内容について調査等を依頼し相談します。
- ⑥意見・助言 (吉井まちなみ設計会→教育委員会)
- ・教育委員会から受けた依頼や相談に対して専門的視点から意見・助言します。
- ⑦諮問 (教育委員会→審議会)
- ・修理・修景補助の対象物件の選定について諮問します。
 - ・保存計画からだけでは判断できない高度な事項について諮問します。
- ⑧答申 (審議会→教育委員会)
- ・教育委員会からの諮問事項について審議し答申します。
- ⑨協議 (審議会⇄吉井まちなみ設計会)
- ・地区内でおこなわれる環境整備事業等（公共事業）の内容について事前に協議します。

● 伝統的建造物群保存地区保存事業による補助：文化庁

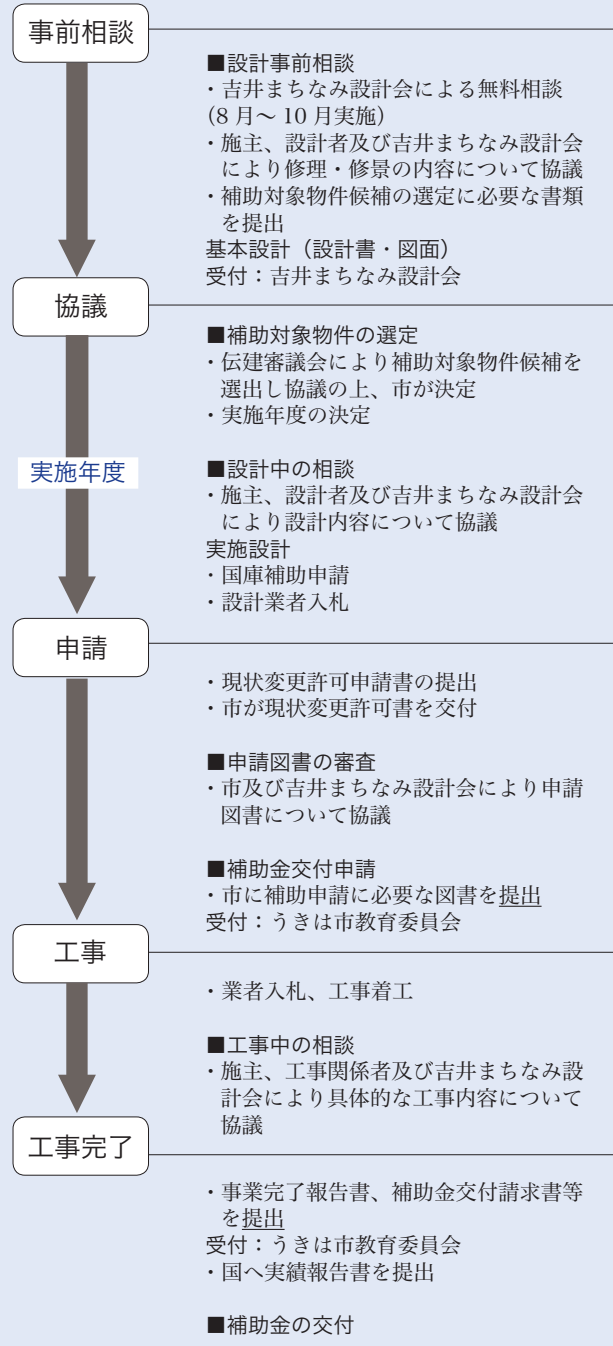
区分	補助対象	補助率		限度額
伝統的建造物 （保存指定物件） の修理	修理に係る経費のうち、通常望見できる屋根、外壁等の 外観及びこれと密接な関係を有する土台、柱、梁等主た る構造に係る経費の補助を対象とする。	主屋	8/10以内	800万
		主屋（瓦のみ）※	8/10以内	400万
		土蔵等付属屋	8/10以内	300万
		門、塀等工作物	8/10以内	200万
上記以外の 建造物の修景	新築、増築、改築、移転する際の修景に係る経費のうち、 通常望見できる屋根、外壁等の外観に係る経費を補助の 対象とする。	主屋	5/10以内	400万
		土蔵等付属屋	5/10以内	200万
		門、塀等工作物	5/10以内	150万
環境物件の復旧	保存地区の歴史的風致を維持するための復旧に係る経費	－	5/10以内	100万
伝統的建造物 等の管理	伝統的建造物及び環境物件の白蟻害防除に係る経費	－	5/10以内	50万

※「主屋（瓦のみ）」とは修理全体にかかる経費のうち（瓦のみ）にかかる経費はその1/2以内（最高400万）であることを指します。

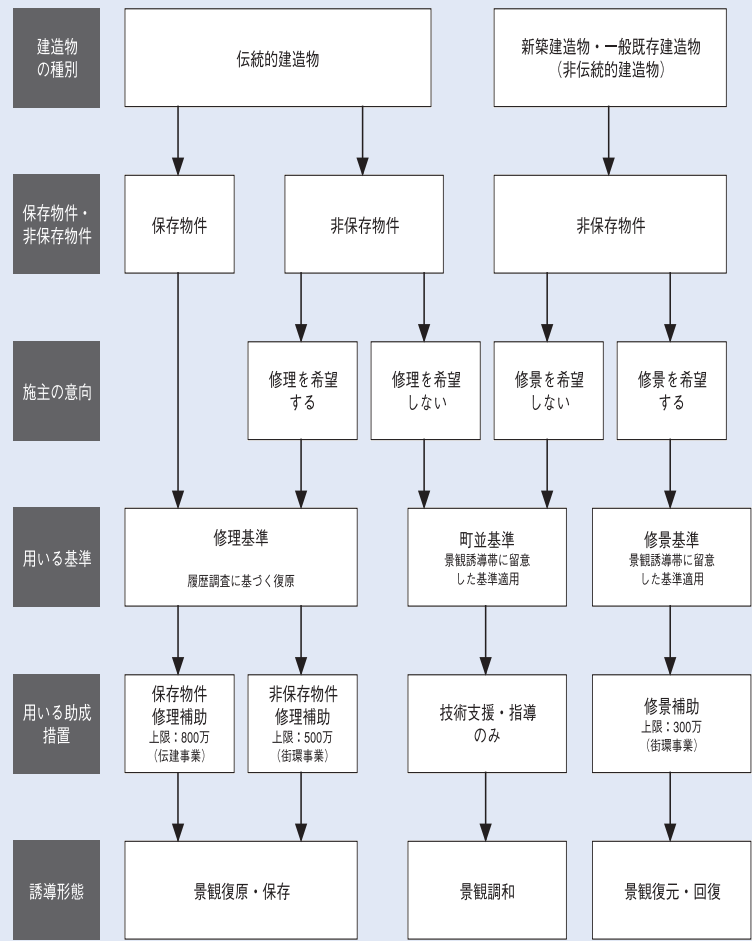
修理・修景事業の進め方

●補助申請の基本的な手続き

建造物の修理・修景予定の1～3年前



●修理・修景の手順と誘導方針



●街なみ環境整備事業による補助：国土交通省

区分	補助対象	補助率		限度額
白壁土蔵づくりの修理、復元	白壁土蔵づくりの特性を維持するため正面外観及び公道から望見される側面に要する経費。なお、その保存上、構造耐力上主要な部分の修理を要すると認められる場合は、その経費を含むことができる。	主屋(居蔵造りを含む)	8/10以内	500万
		土蔵のみ	7/10以内	300万
		門、塀等	8/10以内	200万
上記以外の建築物の修景	町並みの特性に調和するように新築、増築、改築、移転する際の正面外観及び公道から望見される側面に要する経費。なお、構造耐力上主要な部分の修理を要すると認められる場合は、その経費を含むことができる。	主屋 門、塀等	5/10以内 5/10以内	300万 150万

本パンフレットの内容

- p1 町並みの歴史とマニュアルの目的
- p2 読む前に知っておきたい町並み基礎知識
- p3 町並みの構成要素-1：耐火構造による家屋類型
- p4 町並みの構成要素-2：町家型建築
- p5 町並みの構成要素-3：屋敷型建築・その他の伝統建築
- p6 町並みの構成要素-4：工作物・環境要素
- p7-8 景観資源の分布と町並みの特徴
- p9 図解 町並基準（＝許可基準）：共通項目
- p10-13 図解 修景基準（＝補助補助）
- p14 図解 町並基準（＝許可基準）：固有項目
- p15-16 町並基準／修景基準／修理基準 一覧表
- p17-18 伝統意匠・デザイン カタログ
- p19-20 コンピュータ・シミュレーションでよみがえる町並み景観
- p21 町並み保存の推進・支援体制
- p22 修理・修景事業の進め方

発行：福岡県うきは市教育委員会
お問い合わせ：0943 (75) 3343
編集：九州芸術工科大学 西山研究室